

(別紙)

制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札参加資格

入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 当該入札の参加申込期間の最終日から入札日までの間に、洲本市、南あわじ市若しくは淡路市から指名停止又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）。
- (4) 法人は法人税、個人は所得税及び消費税に未納がなく、洲本市、南あわじ市若しくは淡路市の市税に納税義務を有する者については、市税全品目についても未納がないこと。
- (5) 当該入札に係る工事の工種について、建設業法の規定による建設業の許可（5,000 万円以上（建築一式工事の場合は、8,000 万円以上）の工事を下請させる場合は、特定建設業の許可）を有すること。
- (6) 建設業法第 26 条の規定により、当該入札に係る工事の工種の技術者（4,500 万円以上（建築一式工事の場合は、9,000 万円以上）の工事を下請させる場合は、監理技術者）を当該工事に専任で配置できること。
同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、当該工事に当該技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退をすること。
- (7) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限が契約締結予定日までであること。
- (8) 入札公告に当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、次のいずれにも該当しないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ウ その他当該受託者との間に特別な提携関係があると認められる者

2 入札参加申込書等の交付

入札参加申込書等の様式については、公告の定めるところにより淡路広域消防事務組合消防本部総務課財政係（以下、「入札担当係」という。）において配布、又は当組合ホームページからダウンロードする。

3 入札参加申込

当該入札案件に参加を希望する者は、公告に定めるところに従い、入札参加申込期間内に持参により入札参加申込書を提出しなければならない。

4 入札保証金

入札保証金は、淡路広域消防事務組合財務規則第 82 条第 2 項第 3 号の規定により免除とする。

5 設計図書等の閲覧及び交付

当該工事に係る設計図書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）は、入札担当係窓口において、公告の定めるところにより、閲覧に供する。

また、入札参加申込者に対しては、設計図書等データ閲覧用パスワードを配布する。

6 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問

入札参加申込者は、設計図書等に対し質問がある場合は、公告に定めるところに従い、質問書を提出することができる。

(2) 質問に対する回答

前号の質問に対する回答は、公告の定めるところに従い、入札参加申込者全員に対し回答する。

7 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守しなければならない。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ること。

(1) 入札者は、入札時刻までに入札会場に入室していること。

(2) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(3) 入札金額は、アラビア数字で表記すること。

(4) 入札者は、設計図書等、契約条項及び現場等を熟知した上で入札しなければならない。

(5) 入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。

(6) 入札者は、入札書を作成して封入し、封書には工事名称、入札者の名称及び代表者の職氏名を表記して、公告に示す日時及び場所において入札担当職員の指示に従って入札箱に投入しなければならない。

(7) 代理者が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には代理者に関する記名押印があること。

(8) 入札書を入札箱に投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(9) 入札者は、第 1 回目の入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費等内訳書（入札者の

記名押印があるもの)を提出しなければならない。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、再入札を含め2回とする。
- (2) 再入札は入札日当日に行うこととし、参加対象者は、第1回目の入札に参加し、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者とする。
- (3) 入札書に記載する額は、消費税抜額とすること。
- (4) 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。
- (5) 落札者は、必要な建設業退職金共済組合証書を購入の上、発注者用掛金収納書を契約締結時に提出しなければならない。なお、落札者が建設業退職金共済組合に未加入の場合は、同組合に加入の上、手続きをしなければならない。
- (6) 落札者は、CORINS 登録の手続きをしなければならない。

9 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- (4) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- (6) 工事費等内訳書を提出しない者又は提出された工事費等内訳書に不備(入札金額と内訳書の総額に著しい相違がある等)がある者がした入札
- (7) その他手続等に不備のある入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者候補者として決定し、落札者の決定を留保した上で開札を終了する。
なお、落札者候補者とされなかった入札者は、書面(様式任意)を持参して、その理由の説明を求められることができる。
- (2) 落札者候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上ある場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者候補者を決定することとし、くじを引くことを辞退することはできない。また、当該入札をした者がくじを引かない場合は、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札候補者と決定され、入札参加資格確認資料の提出を求められた入札者は、公告の定めるところにより、提出を求められた日の翌日から起算して原則として3日以内(土日・祝祭日を除く。)に、次に掲げる書類を入札担当課へ持参により提出しなければならない。

- ア 特定建設業の許可の通知書の写し（契約締結予定日に法定有効期限のあるもの）
- イ 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し（契約締結予定日に法定有効期限のあるもの）
- ウ 各種税金に滞納のないことを証明するもの
 - ・その3の3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用
 - ・市税に納税義務を有する者は、市税に滞納が無いことを証明する書類の写し

エ 配置予定技術者の資格調書

- ・添付資料1：免許等を証する書類の写し（法令による免許等の場合）
- ・添付資料2：継続雇用を証する書類の写し（概ね3ヵ月以上、健康保険証等）

オ その他入札担当課が必要と認める資料

- (4) 落札候補者が入札参加資格確認資料を期限内に提出しない場合、又は入札担当課の指示に応じない場合は、当該落札候補者がした入札は入札参加資格がない者がした入札とみなし、無効とする。
- (5) 入札担当課は、入札参加資格確認資料が提出された日の翌日から起算して原則として3日以内（土日・祝祭日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した場合は落札者を決定し、書面により通知する。

また、入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して書面により通知し、順次、落札候補者の入札参加資格の確認を行う。

なお、落札者とされなかった落札候補者は、書面（様式任意）を持参して、その理由の説明を求めることができる。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定通知の日から7日以内（土日・祝日を除く。）に契約書を提出しなければならない。
- (2) 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付に代えることができる。

- (1) 保険会社との間で淡路広域消防事務組合を被保険者として履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 銀行等の金融機関の保証があったとき。
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

13 支払条件

- (1) 会計年度における支払限度額は次の金額を目安とし、契約締結時に協議の上、決定する。

令和7年度 契約金額の40%

令和8年度 契約金額の60%

その他、前払金、中間前金払及び部分払については、以下のとおりとする。中間前金払、部分払については、契約締結時に落札者がいずれか一方を選択すること。

(2) 前金払

契約金額が 1,000 万円以上の工事について、落札者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社との間で前払金に関して補償契約を締結した場合は、契約金額の 10 分の 4 以内の前払金を行うことができる。ただし、工期が 2 箇年度以上にわたる契約については、各年度に当該年度の出来高予想額又は支払限度額の 10 分の 4 以内の前金払を行うことができる。

(3) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(4) 中間前金払

中間前金払を選択した者が前金払を受けた後、契約担当課から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し補償契約をした場合には、請負代金額の 10 分の 2 以内の前金払を行うことができる。ただし、工期が 2 箇年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の 10 分の 2 以内の中間前金払を行うことができる。

ア 工期の 2 分の 1 を経過していること。

イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(5) 部分払

部分払を選択した者は、淡路広域消防事務組合財務規則第 107 条第 2 項第 4 号に規定する回数以内の部分払いを請求することができる。

なお、淡路広域消防事務組合の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

14 その他

(1) 契約の締結について、議会の議決に付されなければならない場合（予定価格が 1 億 5 千万円以上）

は、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を経たときに本契約を締結する。

(2) 入札参加資格の基準日は、入札参加申込日とする。

(3) 現場説明会は、実施しない。

(4) 書類の配布、閲覧、提出、問い合わせなどの受付時間は、淡路広域消防事務組合の休日を定める条例（平成 3 年 2 月 21 日条例第 109 号）に定める組合の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く）とする。ただし、期間最終日は午後 3 時までとする。